

企業局建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱

平成19年6月29日
企業経第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、企業局建設工事の請負契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当する請負契約を除く。）を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業局建設工事 企業局長が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

(資格基準)

第3条 企業局建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「規程」という。）第3条第1項の資格基準に適合すると知事が認める者（以下「資格者」という。）につき規程第7条に基づき作成される現に有効な名簿（以下「県営建設工事請負資格者名簿」という。）に登載されていなければならない。

(業種別区分及び等級別区分)

第4条 企業局建設工事の種類（以下「業種」という。）別の区分並びに業種のうち土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事に係る等級別の格付け区分（以下「等級別区分」という。）については、それぞれ県営建設工事請負資格者名簿の区分を適用するものとする。

- 2 等級別区分ごとの発注の標準となる企業局建設工事の設計額（以下「発注標準金額」という。）については、規程の別表の発注標準金額を適用するものとする。

(企業局建設工事の請負契約)

第5条 企業局建設工事の請負契約は、条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないとき企業局長が認めるときは、指名競争入札の方法により締結することができる。

(競争入札の参加者の資格等)

第6条 企業局長は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、当該企業局建設工事の種類に応じた業種及び等級別区分を行った業種にあっては当該企業局建設工事の設計額に応じた等級（以下「相当等級」という。）に基づき、知事が定める基準及び別に定める基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると企業局長が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者を入札に参加させることができる。

- 2 企業局長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該企業局建設工事の種類に応じた業種に区分され、かつ、等級別区分を行った業種にあっては相当等級に格付けされているものの中から知事が定める基準及び別に定める指名基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると企業局長が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。

(最低価格入札者以外の者を落札者として認めることができる場合の基準の作成)

第7条 企業局長は、必要があると認めるときは、政令第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者として認めることができる場合の基準として知事が作成する基準を適用するものとする。

(競争入札参加者選定委員会)

第8条 企業局長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札参加者選定委員会設置要領(平成9年4月1日付け岩企総号外)に基づき設置する競争入札参加者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で審議させるものとする。

(1) 政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするとき。

(2) 入札に参加しようとする者について政令第167条の5の2の規定に基づき定められた条件付一般競争入札の参加者の資格の有無を確認しようとするとき。

(3) 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

(4) その他企業局建設工事の請負契約に関し特に必要と認められるとき。

(知事に対する入札の執行等の依頼)

第9条 企業局長は、政令第167条の5の2の規定に基づく条件付一般競争入札参加者の資格の設定、その他入札執行事務の全部又は一部について知事に依頼することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、企業局長が別に定めるもののほか、知事部局の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。